令和８年（フ）第６５６号
栃木県宇都宮市越戸町92番地３　レジデンスこえど205
債務者　小野瀬　剛
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第８４１号
川崎市川崎区浜町１丁目10番３－701号　ジョイシティ浜町
債務者　山口　　東
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第８５５号
川崎市幸区小向町３番４号　アレッサ川崎小向　108
債務者　伊関　嘉彦
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第８５８号
川崎市川崎区渡田東町９番９号　ユナイト渡田東ルイスサンチェス　205
債務者　西山　利明
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４０１号
岐阜県関市栄町４丁目４番17号
債務者　宗像みどり
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３６８号
静岡県沼津市大諏訪497番地の５、前住所静岡県沼津市東間門827番地の２
債務者　山本　美幸（旧姓大高）
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３８４号
静岡県沼津市宮前町１番地の12
債務者　山本　博之
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第５５号
三重県多気郡明和町大字斎宮2852番地１　メリオルＢ棟205号室、前住所三重県多気郡明和町大字斎宮3843番地１　メゾン・ジュネスＩ棟101号室
債務者　山崎　涼摩（旧姓　大西）
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
津地方裁判所松阪支部

令和８年（フ）第６８号
三重県松阪市久保町1799番地２　フローラル１　203号室
債務者　野村　一之
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
津地方裁判所松阪支部

令和８年（フ）第１８１３号
福岡市東区唐原１丁目４番５－208号　グリーンフォレスト壱番館
債務者　横山　靖英
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８６８号
福岡市南区大橋２丁目５番21－605号　ダイナコート大橋レジックス、前住所福岡市東区東浜１丁目３番32－425号　クラブオリエントＮＯ．82ＥＭＰＲＥＳＳ
債務者　中村　　綾
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８７８号
福岡県宗像市自由ヶ丘６丁目22番地７
債務者　石田　志美
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８９０号
福岡市東区御島崎２丁目11番７号　メディケア癒やし御島崎
債務者　金子　恵子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９０３号
福岡市城南区友丘３丁目１番16号　リビング城南　202号、前住所福岡市城南区片江３丁目７番６号　コーポ城南203号
債務者　下村　泰子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９１０号
福岡県筑紫野市二日市北７丁目１番５－305号
債務者　大山　　徹
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９１１号
北九州市八幡西区大膳１丁目６番17号　B、申立時の住所福岡県福津市東福間８丁目１番３－302号
債務者　久保　慧珠
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部